

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日（金）午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
追加議案第1号 「羽生市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」  
の変更（案）に対する意見について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁  
事務局次長 野口武士  
主任 高見直輝（書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、6月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	7番 飯塚輝雄委員、8番 大貫勇一委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
2番	受付番号226号では、譲受人は市内で耕作している市内在住の方
	です。申請農地は譲受人の住まいから約0.5キロ(徒歩5分)に
2番	位置しております。譲渡人は耕作が難しいことから、今回、所有権
	の売買を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ない
2番	と思われま
	す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等について
2番	ても問題がないと思われま
	す。以上により、農地法第3条第2項の
2番	各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると
	考えま
2番	す。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
2番	受付番号226号について調査報告いたします。
2番	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号のうち、受付番号227号につきましては、書類に不備がありました。恐れ入りますが、本日の審議を保留し、来月以降でのご審議をお願いさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。改めまして、議案第2号 受付番号228号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。受付番号228号、申請人は自宅の老朽化に伴い、将来の安全を考え、建替えを進めております。現在、敷地と南側道路をつなぐ進入路敷は南側道路との接道が2m以下であり、建築許可を受けるために4mの幅員を確保するため、進入路敷の拡張を設けるものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6番	受付番号228号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在の住まいの老朽化に伴い、将来の安全を考え建替えを行うこと

	<p>を決めました。しかし、南側道路との接道が2 m以下であったため、既存通路部分を払下げして頂き、両側敷地を分筆し4 m幅の通路とすることといたしました。今後、建築行為を行う上で支障なく行えることとなります。是非とも許可頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、受付番号227を除き、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、受付番号227を除き、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第3号のうち、受付番号229号につきましては、書類に不備がありました。恐れ入りますが、本日の審議を保留し、来月以降でのご審議をお願いさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。改めまして、議案第3号 受付番号230号から第235号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。230号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートに居住しており、子供も生まれ、現在の住まいが手狭になってきたため、自分の住宅を考えていました。申請農地は、勤務先がある加須市に近く、須影小学校や、南羽生駅、大型ショッピングモールがあり、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、南羽生駅から500 m以内にある地域内の農地で「第2種農地」と判断しました。231号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートに居住しており、現在の住まいが手狭になってきたため、自分の住宅を考えていました。申請農地は、現在居住の場所に近く、今後の生活圏がほぼ変わらないことから、住環</p>

境の整った場所で今回、自己用住宅敷として申請するものです。農
地の区分については、「第2種農地」と判断しました。232号で
は、譲受人は、東京都港区に本店を構え、藤井下組に事業所を置き、
昭和26年から電子部品及び機器の製造販売業（半導体や液晶関連
部品製造等）を営んでいる法人です。232号は、倉庫敷の拡張を
設けるものです。現在、新型コロナウイルスの影響から企業等によ
るテレワークの導入が進行し、パソコンなど精密機器事業の需要が
増大し、製造に必要な材料及び完成後の商品等を保管する倉庫が必要
となり、今回申請するものです。申請農地はこの資材置場に隣接
しており、今後の事業が円滑に展開できる見込みがあります。農地
の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農
地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農
地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が倉
庫敷の拡張であるため、農地法施行規則第35条第5号に規定する
「既存の施設の拡張」に該当し、拡張に係る申請地の面積が既存施
設の敷地面積の2分の1を超えないものであり、許可相当になるも
のと思われます。233号では、譲受人は、下手子林に工場を置き、
昭和16年からゴム精錬加工業を営んでいる法人です。233号は、
駐車場敷を設けるものです。昨年、敷地内に倉庫を増築したこと
により、駐車場が減少したため、このほど駐車場及び荷捌き場を確保
する必要があり、駐車場敷地として申請するものです。農地の区分
については、「第1種農地」と判断しました。なお、申請農地は、
農用地区域（青地）から今年の5月17日に除外されていることを
確認しております。234号では、譲受人は、春日部市に本店を構
え、資材置場として下村君に事業所を置き、平成30年から古物販
売業（中古家電を分解し、部品の販売）を営んでいる法人です。
234号は、資材置場敷を拡張するものです。現在、事業が順調な
ため、羽生事業所の資材置場での資材及び作業スペースが不足して
いることから、今回申請するものです。申請農地はこの資材置場に
隣接しており、今後の事業が円滑に展開できる見込みがあります。
農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農
地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が資
材置場敷の拡張であるため、農地法施行規則第35条第5号に規定
する「既存の施設の拡張」に該当し、拡張に係る申請地の面積が既
存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであり、許可相当にな
るものと思われます。235号では、譲受人は、常木に工場を置き、
昭和54年から鉄骨・鋼材加工業を営んでいる法人です。235号

	<p>は、資材・駐車場敷を設けるものです。同事業所の主力製品である、架設橋梁の長尺部材の取引先が増加したことにより、資材及び駐車場を確保する必要があり、資材置場・駐車場敷地として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が資材置場の拡張であるため、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、拡張に係る申請地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであり、許可相当になるものと思われまます。また、申請農地は、農用地区域（青地）から今年の5月17日に除外されていることを確認しております。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
8番	<p>受付番号230号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、昨年結婚4ヶ月になる娘を授かることになりました。現在、北本市内のアパートに住んでいますが勤務先は</p> <p>です。勤務先もかなり近くなり新しい生活拠点を探してまいりました。申請地は、東側8mの道路の道都に接しており、合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり家が建ち並ぶ集落地です。幼稚園、小学校等も近くにあり、大きな商業施設もあるため買い物にも便利などあります。以上のような理由より当地を選定し、今般の開発行為許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
11番	<p>受付番号231号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在の住まいが手狭になってきたため。現在住んでいる場所に近く、</p>

	生活圏がほぼ変わらないため。長閑な田園風景が残る居住環境に好ましい立地であるため。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
7番	受付番号232号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私共の会社は羽生市に埼玉事業所があり事務所西側に工場、工場南に倉庫があります。当社の事業内容として、装置部品事業では半導体や液晶・有機ELのディスプレイを製造する装置向けに、金属の加工、接合、表面処理や、磁気回路の設計製造を行っています。
	精密機器事業では磁気を利用したセンサとアクチュエータを中心に、各種電子部品、ユニット製品を製造・販売しています。機能材料事業では金属加工用ドリル・チップ用の超硬材料や油圧・空圧機器、空調機器等に用いられる磁性材料を中心に幅広い材料を取り扱っています。特に半導体については新型コロナウイルスの影響でテレワークが世界的に広がり、パソコンに使用する半導体が不足しており、また、自動車関連も中国の自動車市場の回復を受け半導体不足で車の生産が制限される事態になっています。そのため、製造前の材料及び、完成後の商品等が増える恐れがあります。そこで材料及び商品の管理倉庫を作ることになり、今回の申請に至りました。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
6番	受付番号233号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、昭和8年に設立し、現在地でこれまでゴム精錬加工業を営んで参っております。業績は堅調な伸びを示しております、本社工場におきましては、これまでも業績の伸びに合わせて、順次老朽化した倉庫や工場等の改築・増築を行ってまいりました。近年は原材料の入荷・出荷の際はフォークリフトによる作業が必需であるため、工場内及び構内ではフォークリフトが通行する通路部の確保が必要で、このため、これまでの原材料置場や製品置場のスペースが減少

	<p>し、その上、製品に合わせた出荷トラックや運搬用パレットの数も大変多くなってきております。このことから、昨年には倉庫を増築いたしたところですが、この倉庫増築により社員駐車場が減少しますことから、倉庫増築前に駐車場を整備すべく計画をいたしました。が、上記土地が農用地区域に位置していることが判明し、他方倉庫増築も待てない状況であることから倉庫建築を先行いたし、建築を行ったところ。現在、原材料の入荷、製品の出荷に際し、1日当たり十数台の大型トラックや中型トラックの出入りがあり、時間帯によっては重複する場合がありますことから、トラック駐車場にプラスし、荷捌きスペースも必要な状況下です。さらに、上記のとおり社員駐車場が不足しておりますことから、近場の社員には自転車・バイクでの通勤をお願いしている状況となっております。これらのことから、本社工場の隣接地である土地2筆の土地について、社員用駐車場17台分、社用車4台分、来客用4台の計25台分の駐車場の整備と併せ、中型トラック用の荷捌き場を整備したく申請をするものです。なお、申請地は農用地区域が指定されていることから、県及び市当局の現地調査を経て農用地の除外を致したところ。弊社は、「従業員の物心両面の幸せと会社の発展、お客様の繁栄を願い仕事を通して人格を高め、地域・社旗に貢献します。」この経営理念の下に、これからも、当地で地元雇用も行いながら、ゴム製品加工業を営む所存でございますのでご理解ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号234号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、春日部市神間と羽生市下村君にて主に中古家電を分解し部品の販売業務を実施しておりますが、受注拡大による取扱増で既存の施設では作業面積が圧迫され、対応が厳しくなっております。コロナ過の影響も小さく依然拡大傾向は続いており、このままでは今後の注文に対応していくことが困難な状況です。既存施設を拡張する場合は隣接する土地の利用が最も有効ですが、周囲を農地で囲まれており苦慮していたところ、隣接する土地を地権者様より転用が可能であれば売却してもよいとのご提案をいただきました。本件申</p>

	<p>請地は、弊社羽生事業所の南側に隣接する計1698㎡の畑で、現在は休耕中であります。この場所が資材置場として利用可能であれば、既存事業所での分解、仕分け、保管、梱包、出荷の各作業効率が大きく好転し、安全面でも効果が大きいと推察いたします。ありがたいご提案をいただきましたので、転用許可申請に向けて進めることといたしました。申請土地の隣接地地権者様への説明会(4/22)を経て、分筆を実施し、分筆後の面積が確定いたしました。併せて、土地改良区意見書を取得し、道路使用許可申請を行いました。水路の使用はございません。土砂等の埋め立て等届出は、本申請と同時に行います。今後も農地法および関係法令を遵守し、周辺農地への被害が発生しないよう十分な措置をとり、また万が一被害が発生した場合は適切な対応をとることを誓約致します。何卒、上記理由と施策についてご理解を賜り、ご許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号235号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、(詳細に説明)です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、昭和50年に弟、他1人と3人で現在の轍を加工する一切の仕事を始め、45年間当地で営んでまいりました。その間、自治会会長等の役員約10年間、神社総代約10年間等を仰せつかりました。昭和54年5月に を設立し、当時は従業員も3人で公共工事も多く、 の協力会社として、多くは、架設橋梁の長尺の部材を加工し、納品してまいりました。現在は、従業員も8人役員3人、計11人で、私は会長として経営に携わっております。従業員の中に1級アーク及び電気溶接士の資格を持つ技術者もおります。工場は、床面積321.74㎡設備もプレスはじめ、シャーリング、ベンダー、アーク及び電気画溶接機、フォークリフト2台等の設備を揃えております。特にフォークリフトについては、長尺物を扱うため、爪を特注品をそろえており、回転半数が広く必要になります。取引先も増え、 等からの上場企業の協力会社として、特に鋼材(長尺)が多く加工しております。その他23社と取引しております。損益決算書の説明ですが、売上は、平成30年を100%とし、令和2</p>

	<p>年度は、103・6%と伸びておりますが、100年に1度のJR渋谷駅の大改造が5月29日から5月31日までに終電、埼京線・湘南新宿ラインなどの大幅な運休や始発駅・終着駅の変更等をし、切換え工事が行われました。この大きな工事の農機は、3月末日であったため、関連加工を外注したことと、当社の決算期は、3月末日であり、入金、外注支払いが令和2年期、令和3年期にかかるため、当社への入金は、令和3年決算期になるため、マイナス経常になりました。事業形態として、どうしても多くの資材置場が必要になり、現在、北方用水の北側にもありますが、手狭になり工場より遠く、鋼材加工も多くなり、そのために私が持つ所有地で、工場に一番近い、(農地461㎡)は、全面道路も5.3mあり、交通量も近隣住民のみ利用の極小であり、地目の農地を雑種地に変更し、資材置場及びお客様駐車場として利用し、コストを抑え、合理的経営をし、これからも地元の方を雇用し、地域経済発展に貢献したく、申請致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
9番	<p>232号、234号、235号は既存施設の拡張とのことですが、既存敷地の面積は何㎡あるのでしょうか。</p>
事務局	<p>232号については、既存敷地が11,607.76㎡。234号は、3,300㎡。235号は、2,236㎡となっており、既存敷地の2分の1未満の拡張となっております。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p>
(議案第4号)	<p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、受付番号229を除き、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、受付番号229を除き、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明</p>

	<p>いたします。236号では、当初の転用目的の達成が不可能であり、第3者が当初許可を受けた者に代わって、許可に係る土地について転用事業を行うものです。236号は、令和2年11月16日付で、自己用住宅敷として農地転用の許可がされた案件となっています。許可を受けた当初事業計画者は、その後体調を崩し、建築費用の融資先である勤務先に自身の状態と融資の実行性を確認したところ、融資は難しいと会社から回答され、建築の継続が不可能となってしまったとのこと。このほど建築を継続して引き継ぐ承継者が見つかри、許可申請時の譲渡人の承諾も得られたため、譲受人の変更申請を行うものです。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
9番	<p>受付番号236号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、自分の家を建築する予定で令和2年11月16日加農振第5-138号で農地転用の許可を受けましたが、今年に入り、少し体調を悪くしました。今回の建築費用等を会社から融資を受ける予定でしたので、業務に支障が出る場合があると思い、会社の社長に相談した結果、会社もコロナ過で仕事が減少しているため、できれば、融資を取り止めにしたい旨の話となり、同事業の継続が不可能となってしまいました。土地については、開発の完了検査も合格しているので、譲渡人の承諾を得て、他の人に事業を引き継いでもらいたいと考え、このたびの申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。</p> <p>私は、現在鴻巣市の県営団地に家族で居住しています。子供も成長し、現在の住まいでは手狭になってきたので、そろそろ、自分の家を建築しようと思い、土地を探していました。私が</p> <p>通勤するのに良い場所と、妻が車の運転が苦手なため、駅からあまり遠くない場所・生活のための施設等が整っている場所で土地がある程度広い土地を探していたところ、同土地を紹介されました。同土地は、通勤するにも便利だし、駅からもあまり遠くなく、なにより、病院・スーパー等が近くにあり、生活面で非常に便利であると思い、購入を決意しました。何卒、よろしくお願いいたします。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。	
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。	
(追加議案第1号)	(発言なし)	
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。	
	ただいま議題となっている議案第4号については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。	
	(挙手全員)	
	挙手全員でありますので、議案第4号については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。	
	続きまして、追加議案第1号「羽生市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に対する意見についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。	
	羽生市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業委員会へ意見の聴取を求められております。農業経営基盤強化促進基本構想の変更につきましては、農政課から説明していただきます。	
	農政課	農政課より説明いたします。
		追加議案第1号 羽生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)についてご説明いたします。今回、羽生市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を変更いたします。理由といたしましては、農業経営基盤強化促進法が改正されたことを受け、変更するものです。追加議案第1号の3枚目をご覧ください。こちらの資料に基づいて説明いたします。この基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、埼玉県が作成する「農業経営基盤強化促進に関する基本方針」に即して、羽生市が地域の実情を踏まえて独自に定めるものです。羽生市の農業を将来に渡って発展させていくために、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を育成することを目的に、農業経営における目標の設定と、その実現に向けた措置などを掲げています。また、基本構想で定められた指標、年間農業所得や年間総労働時間は、認定農業者・認定新規就農者の認定基準になっています。この基準を達成しないと認定されないということではありませんが、この指標を目標にさせていただいております。基本構想の主な内容については、下に書かれてある4点の通りです。裏面をご覧ください。平成7年2月に策定してから、法律の改正などを受け、これまでおおむね5年ごとに基本構想を変更してきまし

	<p>た。今回の改正につきましても、農業経営基盤強化促進法の改正や埼玉県の基本方針が変更されたことを受け、羽生市の基本構想を変更するものになります。主な改正内容ですが、1点目 品種改善による高収益化や新規作目の導入などの経営改善の具体的な施策に、6次産業化の促進を追加いたします。2点目 新規就農者の確保の目標数を14人から17人に変更いたします。これは、県の目標が280人から330人に変更になったことを受け、県と同じ割合で変更いたします。新規就農者には就職就農者や後継者も含まれます。3点目 雇用就農の受け皿となる法人の目標増加数ですが、企業参入を推進していくため、1法人から2法人に変更いたします。4点目 効率的かつ安定的な農業経営を営む方の農用地の利用集積に関する目標値を、県に合わせて48%から50%に変更いたします。5点目 農地利用集積円滑化事業に係る規定について、農地中間管理事業に統合一体化されたことに伴い、削除いたします。また、文言の修正等事務的な改正も行います。</p> <p>以上で農政課からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>ただいま、農政課から説明がありました。ここでご意見を受けたと思います。ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>ないようですので、追加議案第1号については、基本構想の変更を認めることとして決定したいと思います。これにご異議ございますか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、羽生市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更については認めることとし、市長に回答することとします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、皆様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり、住宅敷 8件、資材置場敷 1件、共同住宅敷 2件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでご</p>

	<p>ございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約や農地転用申請に関する解約となりますが、5件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。</p> <p>報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました5月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条 1件、5条 3件ございました。関係なされました委員の方におかれましては、資料の整理等、宜しくお願いします。</p> <p>① 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 および令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>② 7月の定例農業委員会の日程について</p> <p>③ 農地相談会について</p> <p>④ 広報掲載について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和3年 6月 25日</p> <p style="text-align: right;">           会 長 _____            署名委員 _____            署名委員 _____         </p>	